

大浦湾・辺野古周辺海域とキャンプ・シュワーブゲート前における海上保安庁と沖縄県警及び米軍による過剰警備に抗議し、辺野古新基地建設工事の即時中止を求める意見書

昨年、名護市においては普天間飛行場の辺野古への移設に反対する稲嶺進市長が再選され、県知事選挙では翁長雄志氏が移設容認をした仲井真弘多候補に10万票もの大差をつけて当選、衆議院選挙では県内4つの小選挙区すべてで辺野古への移設反対を掲げた候補者が当選した。県民の民意は、普天間飛行場の辺野古移設に反対であることが内外に示された。しかし、安倍総理大臣はその結果を無視し、埋め立てを強行している。

このような日本政府のやり方は、立憲主義を定めた憲法の観点からも、また民主主義の理念からも大きくかけ離れており、断じて許されるものではなく、厳重に抗議するものである。

沖縄県には、日本の国土面積の0.6%の県土面積に全国の米軍施設の74%が存在し、戦後70年間も米軍基地から生ずる爆音被害や軍人軍属による事件事故等で悩まされてきており、これ以上の基地負担は受け入れられないのが現状である。

日本政府の強引な作業の実施に多くの県民が不満を抱き、連日多くの住民達が徹底した“非暴力の住民運動”を行なっている。

この抗議活動に対し、海上においては海上保安官、陸上においては沖縄県警機動隊による過剰な暴力的住民排除の警備活動が連日の如く繰り返されており、住民側にけが人が続出する事態にまでなっている。さらに、キャンプ・シュワーブ内で、基地内米兵が拳銃を抜き、銃口を上に向けながら歩き回る行為や、抗議行動をする住民を不当に逮捕する日本政府と米軍の行為は、県民の尊厳を踏みにじるものであり、断じて容認できない。

よって、読谷村議会は、県民の民意と行動を海上保安庁と機動隊及び米軍が権力を傘に暴力的に排除しようとする暴挙に厳重に抗議し、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設のための諸工事を直ちに中止すること。
2. 陸上・海上における県民の正当な抗議活動への弾圧、過剰警備を直ちにやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月4日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 防衛大臣 総務大臣 国土交通大臣 沖縄防衛局長
第11管区海上保安本部長 沖縄県警察本部長